

外国人技能実習生共同受入事業規約
受入企業の遵守事項

(関係法令の遵守)

第19条 本組合及び組合員は、法及び規則、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本規約を遵守するとともに、監理団体及び実習実施者として責任をもって技能実習の適正な実施に努めなければならない。

- 2 前項の法に違反をした場合は、法律上の罰則対象となることを認識するとともに、加えて組合員は、本組合からの依頼や要請に正当な理由もなく迅速に対応しないことが繰返される場合においても、本組合の除名事由となることを承知しなければならない

【しなければならない事項】

1. 技能実習生受入申込書に必要な書類を添えて、本組合に申し込まなければならない。
2. 実習予定者と雇用契約を締結しなければならない。
3. 月額監理費と都度発生する「事前講習費、認定計画申請料、面接渡航費、実習開始入国渡航費、総合保険料、健康診断料、入国後講習費、講習手当、各種検定料、実習終了帰国渡航費、その他必要経費」とを負担しなければならない。
4. 技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員を選任しなければならない。
5. 技能実習の進捗状況を定期的に組合に報告しなければならない。
6. 技能実習生の技能の修得に係る指導を行わなければならない。
7. 技能実習生の相談に対応するほか、生活面における指導を行うとともに、技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりをしなければならない。
7. 安全衛生に必要な措置を講じた技能実習施設を確保するとともに、技能実習生に対する人権侵害行為や労働基準法等の法令を遵守しなければならない。
8. 健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、技能実習生に貸与しなければならない。
9. 毎月、一定の期日に、技能実習生に対し、労働契約に基づく賃金を支給しなければならない。
10. 技能実習生の技能の修得に努めるとともに、技能実習生の健康及び生活面に十分配慮しなければならない。
11. 技能実習生が病気、犯罪、失踪等の理由により、技能実習を継続できなくなった場合は、直ちに本組合に対してその事実を連絡しなければならない。

【してはいけない事項】

1. 技能実習生を労働力の需給の調整の手段として雇用してはならない。
2. 組合が徴収する監理費を技能実習生に負担させてはならない。
3. 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に拘束してはならない。
4. いかなる名目に拘わらず違約金、罰金等を定めてはならない。
5. 通帳を預かる等、貯蓄金を管理してはならない。
6. パスポート、在留カードを保管してはならない。
7. 労働関係上の不利益等を示して実習時間外の外出制限等をしてはならない。
8. 就業時間、休憩時間を企業の都合で短縮して無給としてはならない。
9. 現雇用契約書よりも技能実習生に不利な契約書の変更をしてはならない。
10. 正当な理由がなく有給休暇を拒否してはならない。
11. 技能実習生に技能実習計画に定められた以外の就労行為をさせてはならない。
12. 不法就労者を雇用し、雇用をあっせんし、又は不法就労を容易にするなどの外国人の就労に係る不正な行為を行ってはならない。
13. 受験に要する費用は組合員が負担し、技能実習生に負担させてはならない。
14. 本組合が行う監査、訪問指導及び調査等を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
15. その他、実習生に対する人権侵害行為や労働基準法等関係法令に違反してはならない。

令和元年7月26日作成
インターネット協同組合